

岡藩神職苗字帯刀并

神道葬祭願出一件資料

——日野淡路守書留「葬祭」——

橋爪春海

一 資料「葬祭」の周辺

慶応三年十月中旬征夷大將軍慶喜の大政奉還が勅許され、十月中旬には新政府の構想が発表される。翌四年一月の太政官に神祇他六科の設置、三月の神武創業に基く諸事刷新・祭政一致・神祇官再興の布告、五ヶ条御誓文の発布と、維新政府の神道中心政策が推進される中で、閏四月十九日には神祇事務局（↑神祇科、二）（月官制改革）より、「神職之者家内ニ至迄以後神葬相改可申事」と達せられた。

豊後国岡藩では、城原八幡宮大宮司日野淡路守が、神道管領吉田家配下の岡領神職触頭として、藩庁に神葬祭執行の許可

を求めていた。その運動は吉田家の指導又は援助を受けたとも思はれるが、天保十二年以降くり返し行はれており、その間に始めの頃の神職一統苗字帯刀願は藩の意向を入れ、神葬祭の範囲も神職並家内一同から神職当人並相續嫡子に絞ったが、遂に藩の同意は得られずに明治藩政期を迎へる。

結局、問題解決は前記神祇事務局布達まで引きずられた事になるが、本稿資料②・③の日付慶応四年三月は閏四月十九日より二ヶ月前である。そしてその三月廿二日に藩地を出立した淡路守は同年八月末か九月まで上洛在京している。同年九月八日には改元して明治となる。この慌ただしい在京中に、神葬祭問題は解決へ歩みだしていたのである。

「明治維新神仏分離史料」第四卷八〇八頁に、文久三年癸亥四月廿日付「奉申上八幡宮神号之事」豊後国直入郡城原八幡宮社司日野淡路守建白をあげ、同八二五頁には「吉田本所が坊城伝奏他への差出」で八幡神の大菩薩号を難ずるのに右の淡路守申立を引用している。後記「城原神庫近世文書」中に残る淡路守書留「慶応四戊辰年三月 上京一件」では、「勤王尽力の為」触下神主下社家等八人を召列れ上洛して、吉田殿内長谷某宅を借用滞留している。但し此の記録に於ても、

又記録も見当らない弘化四未年の上洛も、その具体的な活動状況は窺う事が出来ない。

右の淡路守は日野家第十二世資計で、岡領最後の神職触頭である。日野家は今日絶えて資料も散佚して、その全貌は必ずしも明らかではない。資計稿「系図」に拠れば、中世末までの廿一代は不詳、天正元年死歿の秀俊神主を第一世とし、第二世弥重郎品秀以来、文禄年間岡に入部した中川氏の崇敬保護を受けた城原八幡宮神主として、次第にその地歩を固めた。宝永三年、第七世永倫は大宮司を称し岡封内頭役を命ぜられるが、この頭役は京都の神道管領吉田家の支配を受けて触頭とよばれ、触下とよばれる管下神職を支配取締った。

日野家では、淡路守には第九世俊通第十一世永俊、そして第十二世資計が任官した。資計は文政六未年三月十二日に生れ、天保三辰年十二月二日継日・大宮司、同五年十月廿日家督、弘化二巳年四月廿五日叙従五位下・同廿六日任淡路守、明治三年六月位記返上、八月大宮司被免・十二月城原八幡社（八幡宮改号）祠官、他に西寒多社・松栄山招魂社その他の兼務があり、十年には戸長に宮撰されている。

城原八幡社南の長者原に在る日野家墓地は残念ながら荒廢が

進んで原形を失っているが、その墓域正面奥手大樹の下に資計撰文の日野氏廿一代累代墓があり、その右手前に妻貞子之墓と並んで、正面に「城原祠官 中講議日野資計墓」・右面に「明治十五年五月十一月没 行季五十九年三月」と刻まれた墓標が残る。

二 資料「葬祭」

城原八幡社神庫から出た近世文書の一冊に「城原神庫」の矩形押印があるので、「城原神庫近世文書」とした現存一五七冊は、宝暦十一年書抜を最古として以降幕末期・明治十六年までのものにある。その中に「岡領触下役用单笥目録帳 日野氏」

横帳二七枚がり、これに記される件名（文書）は、宝永期から嘉永年間のもの一二一部少くとも一六〇冊以上が数へられる。現存文書一五七冊中嘉永六年以降のもの、日野家の個人に属する歌集、茶・花・香道、手本類を除いた約一〇〇冊が役用文書と見られ、その中の二二冊が先の「目録帳」記載のものと同致する。「目録帳」一二一部とあげたのは一冊・二冊・一件一綴・一袋・二袋等を一件名毎に示してあるので一袋一冊としても一六〇冊を越える事になる。一六〇冊が

二二冊残る事は、資計による整理のみならず、相当の散佚がある事を思はせる。「葬祭」内容年次は天保十二年から始まり、資計の数へ十九歳市正を称していたときであるが、その年以降の藩庁との折衝の往返文書を中心にその都度でなく、恐らくは稲置と称する明治藩政期直前の頃、淡路守の整理したものであろう。

「葬祭」は中三九丁に表・裏紙二紙を付して右の上下二所を

紙縫で綴じる。縦七寸七分・横五寸五分。縦寸法はやゝ不揃いのものがあり、行数も十・七・九行とまとめて変ることもあるが、字体は大体一定している。
表紙中央上寄りに「葬祭」と題記され、その下から右隅にかけて紙面約三分ノ一が破損し、又中の三丁オまで下部に夫々二・三字から八・九字分欠ける破損がある。内容を摘記すると左の通りである。

(番号)	年	月	差	出	宛	事項 (摘記)
(1)	(。内題)					
	関領神職苗字帯(。欠、以下同)					
	吉田家々御頼 ()					
(2)	天保十二	辛丑	年	八	廿八	吉田家国掛役 鈴鹿(中務)
(3)	八	廿八		鈴鹿出羽 鈴鹿筑前 鈴鹿豊後	日野市正 中川平右衛門 中川蔵主 中川但見	別紙(1)ノ附属
(4)	丑	十	卅	口野市正	大里見 岩三伍	奉願口上覚
(5)	(。マ、 己十、 卅丑)			日野市正		御内々申上口上手扣
(6)	十一	廿	廿四	(。記事)		(大岩三伍返答及市正返書)

(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
西 十二月	申 四、廿九	弘化 二、十四 五申年 四月	(。十月)	巳 十月	十月	(十、十三到米) 八、廿九	(十、十三到米) 八、廿九	三、廿五 五、六	二、(廿七)	二、(廿七)	弘化 正、十六 二百 年
古 野庄 淡路守	日 野 淡路守	高橋出羽、石川 左京二名連印 日野 淡路守	日 野 淡路守	日 野 淡路守	古 野庄 淡路守	鈴 鹿 豊	鈴 鹿 筑前	鈴 鹿 中務	(。記事)	日 野市 正	日 野市 正
阿 津留 坂 李兵衛 台之助	日 野 淡路守	日 野 淡路守	宗 井 上 長兵衛	里 伏市 郎 織之允	中 川 左 近	中 川 左 近	日 野 淡路守	日 野市 正	日 野市 正	里 代市 郎 左衛門 織之允	日 野市 正
口 上 覚	口 上 手 扣 覚 (奉行へ指出ストモ賢慮弘裁奉願)	覚 (神葬祭御免奉願) (16ノ奥書)	口 上 手 扣 (全右)	口 上 手 扣 (当二月御返答アルモ神葬祭之儀別紙(13・14)奉願)	別紙写(11ノ附属、苗字帯刀ニ付二月市正へ御沙汰ノ趣ハ承知、神葬祭格別ノ評儀有リ度)	(神葬祭之儀再応願上仰入ニ付貴様モ願立有可ク)	(市正上京シテ吉田へ右返書申達・吉田ヨリ再懸合ノ沙汰アリ)	申達(神葬祭願ハ承リ届ケ難シ)	申達(苗字帯刀致来ル分ハ格別、自余輩ハ本所免許受者モ取調故障無之者ハ差免ス)	口 上 之 覚 (二月市正上京ニ付)	申達(苗字帯刀致来ル分ハ格別、自余輩ハ本所免許受者モ取調故障無之者ハ差免ス)

(19)	酉※ 十二月 ※(。己酉、辛酉・未考)	日野 淡路守 草刈 長兵衛 敬 輔	口上覚
(20)	元治 二五年 二月 (。マ、) 元治 二乙年 二月	日野 淡路守 日野 淡路守	口上手扣 (家内一同神葬之儀聞届奉存、別紙・一統面付) 口上 覚 (家内一同神葬祭願、別紙面付)
(21)	※(。慶応四戊辰) 三、六	日野 淡路守	(一) 萱野新五郎 里見庄次郎 (二) 馬淵小源治 朝倉庫之允
(22)	(。記事) 「右ニ付十二日郡奉行小原右仲々面談申来候」(。以下白)	日野 淡路守	(一) 山岸坂右衛門 衣笠 敏夫 (二) 馬淵小源治 朝倉庫之允 小原右仲
(23)	右同文 御敷申上口上手扣(此度上京ニ付、諸社勅使再興、朝政復古、神祇道御取立ノ時合、殿様御出京中……家内一同神葬願)	右同文	右同文

◎「葬祭」原文

- 。上欄に丁数と表(オ)・裏(ウ)を示し、(1)ノ(2)と前記摘記の整理番号を入れる。
- 。() で破損を示し、/で改行・/で次丁を示す。
- 。平出は「。平出」、欠字は大體一字分であるが「。欠字」で示す。
- 。黒引キ消シは「。(消点)」で示す。

(表紙)

葬 祭

(。表題)

一才 (1)

岡領神職苗字(帯) /
吉田家^ら御(頼) /

(2)

一 天保十二辛丑年() / 吉田家国掛役(鈴) () / 一筆致啓達候弥御堅() () / 存候然其觸下神職

ウ

中() / 取扱有之苗字帯刀いたし候分は格別自(余之) / 輩ニおゐては苗字帯刀相成兼候由将又一同神
道葬祭御免許相受神祇道之作法を以取行 / 候儀古来^ら之御規定ニ有之候処今以神葬祭 / 御免許不相願俗家
同様ニ相心得乍神職宗門 / 御改之節寺院宗判相請来候義等職分不 / 相当之事ニ付右両条之趣今度別紙写之通
御領主表江御頼被仰入候事ニ候間右写書之趣(得) () を御慰考御座候而職(分) () / ^(と)御願立可有之候

() () 此() () / 謹言

八月廿八日() ()

日野市正(様)

二才 (3)

一 別紙左之通

一筆致啓達候各様弥御() () / 候事御座候然其御(領) () / 其外共御取扱有之苗() () / 格別自余
之輩ニおゐて() () / 候由ニ而年来神職共難洪之趣致伝() () / 当家之免許相受候神職共は関東寺
(社) () / 御奉行所おゐても御取扱之品有之苗字帯 / 刀相用來候且御隣領之神職出会之節失面目 / 候義間
有之由無抛義と被存候依之以来 / 苗字帯之義都而差支不申様致度存候尤 / 身分格式を相改候訳ニは無之職

分之筋不麿／候様有之度御頼申述候義ニ御座候

一 諸国配下神職共惣而当家江相願神葬祭／免許相受神祇道之作法を以取行候義は／古来^ル之規定ニ御座候然^ル

(処)／中神職共今以神葬祭()／同様ニ相心得乍神職宗(門)／宗判相請来何宗は申上候^(と)

()／之事ニ御座候既ニ寛政年中()／免許之始末御調有之候節も相()／免許之始末御調有^(と)

之候節も()／ヒ申上御聞届相済申事ニ御座()／神葬祭之義ニ付神職は()／及出訴候節当人嫡

子相済候例数多有之右／御調後は弥以当家神葬祭免許相受／候処寺院不承知及訴候共当人嫡子之／分神葬ニ

被仰付候義は猶更之事ニ御座／候就而は諸国御料私領共追々神葬祭／免許願出当家^ル宗門^ル證状を以寺院之

拘無之神職は事済候義ニ付是又神祇／道之規式急度相立候様致度被存候右／両条之趣(委力)／細は日野市正^ル

可願候間／被准(平出)公辺之御振合御愛憐之御取斗被遣御領／分中神職共職分之規模相立候様宜御斗

慮可^(計)ヒ下候()御繁用中不願御面倒此段／御頼為可得御意如此ニ御座候恐惶謹言

八月廿八日

鈴 鹿 出羽守 書判

鈴 鹿 筑前守 書判

鈴 鹿 豊後守 書判

書判

中 川 平右衛門 様

中 川 藏 主 様

中 川 但 見 様

追而当家帯許状候神職共苗字帯刀ノ之義并神葬祭受免許候者共〔平出〕関東〔欠字〕御奉行所ニおゐて御取扱振之義ハ其御筋御聞合候ハ可為分明候間此段御承ノ知宜預御斗慮候以上

(4)

願書左之通指出ス

奉願口上覚

神家之身柄死去仕候節は神道を相ノ守古法之葬祭執行候筈之処〔平出〕御当国は只今迄ハ仏葬ニ仕来申候ノ然ルニ諸国追々〔平出〕公刃神職ト事濟候而神道葬祭之ノ執行仕神道之始末分明ニ成行ノ候得ハ〔欠字〕御領内社家一統仏葬仕候ノ儀歟ケ敷奉存候間以後永々家内ノ分身之男女斗神葬執行仕度奉願ノ候願之通被〔平出〕仰付候上は宗門御改之儀ニ付〔平出〕本所表方證状被指下候趣ニ付指出ノ可申候間此段宜敷被仰上可被下候以上

五才

丑 十月卅日

日 野 市 正

里 見 織之允様
大 岩 三 伍 様

御内ニ申上口上手扣

(5)

ウ

一当御領内社家共年来苗字帯刀ノ不相成段深く相敷罷在候処先達而ノ吉田家国掛役鈴鹿中務方以来苗字ノ帯之儀不指支職分之筋不癩候様有ノ之度段御頼被仰入候間委細之訊私ノ可申上旨申越候ニ付先例取調申候処ノ先祖木工頭勤役中寛延二巳年帯劔ノ之定申渡置其後宝曆九戌年七月ノ右定申渡候段以書付御届申上置候

通ノニ御座候処一躰社家之儀は慶長廿年ノ御条目頂載之御諸神社之社家祓宜ノ等(。寺)於日本国則文武之士也宜学神国ノ文武之道奉守(。平出)御国家者也ト被仰下候也而は吉田家帯ノ許状候社人共義苗字帯刀可致筈ノニ可有之御座候へ共寛延之頃迄はノ吉田家入門之者は稀成事ニ候得はノ何ソ(。平出)関東(。欠字)御条目之御趣意申立候者ノも無御座只祠官は祠官之名而已ニ而事ノ濟候処近年ニ至候而は国学追々ノ被行他邦之同職出会も繁々ニ而諸ノ国之振合及承銘ノ心せき之様ニ相成ノ且は先年玉田主斗江(。計)本所(。欠字)御使者被仰付候砌ニ惣社家江ノ禁裏御綸旨ハ勿論足利家以来ノ神社(。平出)御条目拜見為致候得は尚以職分ノ本意ヲ得心仕天明二年神社御再觸ノ之御寛延中定書御届替可申上筈ノ寛政六年以来(。欠字)御賞誉筋ニ追々ノ奉願来候へ共宗門改且踏絵及勸ノ進札等ニも文政五六年之頃迄ハ所ニ寄ノ書付来候処も御座候尚近年ニ至候而はノ御免之者之外苗字認候義不相成(。平出)御領法之様ニ取成先祖共心得違神ノ国之本意ニ背候段(。平出)神慮は不及申同職(。シ職分不法ニノ差押へ社家共自身之儀は左手置ノ於私家了簡不行届之段言語同ノ断申訳も無御座次第身分之学業ノ申教も難出来形ニ而重々当惑至極ノ之仕合ニ付何卒前段申上候訳ヲ以苗ノ字帯刀定ハ勿論職務為相励度奉存候ノ間此度も私ノ御届申上御聞濟被成ノ下候様仕度此旨御内意奉伺候以上

(。平出、五)

巳 十月卅日

日 野 市 正

十一月廿日大岩三伍ノ此度ノ吉田家ノ御頼被仰入候儀当分(。平出)御在府之事ニ候へは於江府相伺候ノ上否御沙汰之儀は日野市正手前ニノ可申渡旨御返答ニ相成候間此方も御ノ返書指出候様沙汰ニ付則廿四日付ニ而ノ返書役所江指出役所ノ一同ニ指立ニ相成ノ候也

右一件(。平出)御初入旁市中火災等ニ而何様其俣ノニ相成居候処弘化ニ巳年二月市正上京ノニ付左之通口

上書指出ス

九才

口上之覺

ウ

十才

ウ

去ル丑年八月京都〔。欠字〕吉田家^カ御領内ニ罷在候社家共神祇道葬ノ祭并苗字帶刀指支不申様御頼ノ被仰入候ニ付而は委細私手前^カ御ノ願申上候様ニと吉田家国掛役鈴鹿ノ中務^カ申越候ニ付十月口上書ヲ以テ奉願候処当分〔。平出〕御在府之事ニ付御伺ニ相成御下知ノ之儀は私江御沙汰ニ可相成旨吉田ノ表江御返答ニ相成候由十一月ニ御ノ演説御座候然ルニ其後〔。平出〕御着城も御座候得共〔。欠字〕御初入旁ノ指扣否之御伺も不申上打過居申候ノ処于今何之御沙汰も無御座候ニ付ノ而は社家共一統^カ毎々尋出候得共ノ程克申聞置申候然処私儀當春ノ上京御願申上候へは近々出立仕候得共ノ右之儀一件^カ吉田家ニ而被相尋候節ノ未相済と申候而は余り延引之中ノ等閑ニ上京仕候段如何ニ相聞候而もノ私身分ニ取不相済次第ニ御座候間何卒ノ格別ニ此度御聞済被成下候ハ重々ノ難有仕合ニ奉存候左も無御座候而は此先如何程ニ成行可申哉も氣遣敷ノ奉存候將又天明二年〔。平出〕關東御條目御再觸之後は東ノ国^カ中国四国九州「職分之者は」^カ追々神道葬祭ニノ願相済既ニ久留嶋信濃守様御領分ノ社家葬祭之儀ハ天保八酉年四月ノ御巡見使様御通行之節神葬ニノ願出候様且又領主取揚無之候ハ此度ノ御巡見使之御方へ願出指出候様ニとのノ御沙汰御座候ニ付其段御領主方江ノ相問候処可願筋ニ候ハ此方江可差届ノ候間此方江願申出候様ニと御沙汰御坐ノ候而願之通相済申候由右様之類ノ余国数々御坐候事ニ付宜御賢慮ノ被成下願之通相済候様被仰上可ノ被下候猶先年指上候口上書相添ノ指出申候以上

十一才
 ※(。後加)
 一八月神葬祭
 問合ニ神職道
 候処此儀ハウ
 也

ウ

巳 正月廿六日

日 野 市 正

十二才

里 見 織之允 様

田 代 市郎左衛門様

(8)

右之口上書ニ先年指出候両通相添ノ指出候処二月廿七日左之通御達ニ相成

申達

日野市正

ウ

十三才

神職共苗字帯刀致来候分は格別ノ自余之輩は苗字帯刀相成兼候処(。欠字)ノ御本所之御免許受候神職共は苗字ノ帯刀差免候様先達而御掛合之訳茂ノ有之然ニ当地之儀は辺鄙ニ而自余ノ之神職共ハ職道一遍ニ而は過賄出来ノ不申何れ茂農稼重モ而神職并神楽ノ役相兼相勤候者共斗ニ有之神祇道ノ之心掛行届兼自然与職道相衰候様ノ相成候ニ付為引立職道心掛宜敷者へノは苗字帯刀免来候然ニ(。平出)御本所之御免許受候者共不殘差免ノ候様相成候而は職道励方は不心掛ニノ茂可相成敷依之職道之心掛且氏子ノ之婦依人和等迄取調故障無之者ノ江は差免候様可致候

二月

申達

日野市正

(9)

ウ

十四才

御本所より御許状を受候神職神葬ノ祭免許之儀先達而願立有之猶又ノ御本所より御掛合之訳茂有之候処当ノ領内之儀は先年切支丹宗門ニ立入ノ候者多人数有之長崎江被招呼御ノ吟味ニ相成候者数百人有之候以来今ノ以年々長崎踏絵御貸渡ニ而家ノ老始家中之面々寺社百姓町人老ノ茂不洩為踏候而相改猶又毎年六月ノ判形之節郡町之者共は且那寺之ノ手形を取嚴重ニ相改候事ニ有之候ノ故寺方之取置相止候而は宗門改方ノニ指支候ニ付神葬祭之願者難承ノ届候

二月

(10)

一 右兩条之趣京着之上三月廿五日〔○欠字〕吉田家江御返書申上候処又々御懸合ノニ相成候間其段可相心得置旨五月六ノ日御沙汰ニ相成候故下着之上右之様子ノ夫ニ申入置候也

(11)

一 十月十三日從〔○欠字〕吉田家書状到来

ウ

一 筆致啓達候御堅固被成御勤珍重ノ御事ニ御座候然ハ其御觸下神職苗ノ字帶刀將亦神葬祭等之一条去ル丑ノ年八月申御領主表江御頼被仰入候処ノ当二月中貴様迄被仰達候段御申立ノ之趣則及披露置候然ル処神葬祭ノ之義ハ別而近年ニ至リ九州筋ニ而もノ御当家方之宗門御證状を以相立候ノ類〔○〕御料私領共数多之事ニ候其御ノ領分中ニ限り候而御改方御差支相成候筋ノニハ有之間敷義ニ付猶亦別紙写ノ之通再応御頼被仰入候間於貴様も得ノと御勤考職分之訳品能相立候様御ノ願立可有之候依此段為可申述如此候座ノ候恐惶謹言

鈴 鹿 中 務 書 判

八月廿九日

日 野 淡路守 様

ウ(12)

一 筆致啓達候各様御固被成御勤珍（○マ、堅脱カ）ノ重御事御座候然ハ其御領分中神職ノ旧来御城下其外共御取扱有之苗字ノ帶刀いたし候分は格別自余之輩ニおるてノ苗字帶刀相成兼候由ニ而年来神職共難ノ涉之趣致伝来候ニ付以来苗字帶刀ノ之義都而差支不申様去ル丑年八月中ノ及御頼談候處其御地之義は辺鄙ニ而ノ自余之神職共職道一ニ而は過賄ノ出来不申何れも農稼ニ而神職并神楽役ノ相兼相勤候もの共斗ニ有之神祇道心掛ノ行届兼自然与職道相衰候様相成候ニ付ノ為引立職道心掛宜もの江苗字帶刀ヒ免ノ来候旨然ニ總而ヒ差免候節は職道励

／方ニ不相成哉依之職分心掛計亘敷産子之／帰依人和等御取調可ヒ差免候段当二月／中日野淡路守へ御沙汰之
趣致承知候猶／此上可然御斗慮職分之筋不計癯候様御／御頼得御意置候

一諸国配下神職共都而当家江相願神葬／祭免許相受神祇道之作法ヲ以取行／候義は古来之規定ニ御座候処
其御／領分中神職共今以神葬祭免許不相願／俗家同様ニ相心得乍神職宗門御改之節／寺院宗判相請来何宗杯
と申上候段／は職分不相当之事ニ御座候間御領分／中神葬祭免許相願候上当家之／宗門證状を以寺院の拘
り無之神職／ト事済候様致度及御頼候処其御領／分之義は先年切死丹宗門ニ立入候／もの多人数有之長崎路
絵御貸渡／ニ而御家中を始寺社百姓町人老人も不洩／様御改猶又毎年六月宗門御改之節／郡町之もの共は且
那寺之手形を以嚴／重御改ヒ成候義ニ付寺方之受判相止／候而は宗門御改方御指支相成候故神葬／祭願之一
条御聞届難ヒ成段是又淡路／守へ御申渡候旨致承知候先年之御／仕来は一応尤之御事ニ候へ共先達而及／
御頼談候通諸国御料私領共追々神葬／祭免許願出当家之宗門證状を／相立来候義数多別而近年ニ至り九州
／筋ニ而も神葬祭願立候節は品能相立／候御趣意ニ候得は預格別之御評儀度／勿論踏絵并宗門手形之義談路
守受持／候様致度存候間此上厚御勤考ヒ下度／候右等之趣今一応淡路守計可願出候条／ヒ准〔平出〕公辺
之御振合職分之規格品能相立／候様亘御斗慮可ヒ下依御繁用中／不願御面倒再応御頼為可得御意如／此ニ御
座候恐惶謹言

八月廿九日

鈴 鹿 筑前守 判

鈴 鹿 出羽守 判

鈴 鹿 豊後守 出府

中川左近様
中川但見様

以下十八
ウマデ記ナシ

十九才 (13)

一 私共累年来寺院之宗判受来候処(。後加)

敷ケ敷奉存候依之(。後加)

以来当人并父神職可致相統嫡子神葬御免被成下候様奉願候尚又累年仏葬
ノニ仕来候儀ヲ右様御頼申上候も奉恐入候ノ得共近年諸国追々〔平出〕公辺神職ト事濟候而神葬執行仕申
ノ候得は何卒願之通被仰付下被候様重々奉願候此段宜被仰上可被下候以上

十月

古庄左京進

日野淡路守

里見織之允様

田伏市郎左衛門様

口上覚

一 当御領之神職共儀累年来寺院之ノ宗判受来候処(儀敷ケ敷奉存候而。後加)以来神道葬祭之儀ノ一統奉願候得は当人并父神職可致相ノ統

嫡子神葬〔平出〕御免被成下候様奉願候尚又累年仏ノ葬ニ仕来候ヲ右様御頼申上候も奉恐入候ノ得共近

年諸国追々〔平出〕公辺神職ト事濟候而神葬致執行候間ノ何卒願之通被仰付被下候様重々奉願候此段

宜被仰上可被下候以上

已十月

日野淡路守

井上快助様

宗長兵衛様

口上手扣

(15)

ウ

(14)

二十才

一 御領分神職旧来苗字帯刀致来候分／は格別於自余輩は苗字帯刀相成兼／候分以後不指支様將又一同神道葬祭之／儀去ル丑年從(。欠字)吉田家御頼被仰御入置候／処当二月右御返答夫々此表ニ而御達／之通(。欠字)吉田家江申達置候然ニ神道葬／祭執行之儀此度又々及御懸合候間相／願候様国掛役鈴鹿中務ヲ申越候得は／弥社家共一同神道葬祭之儀則以別紙／奉願候通ニ御座候右は是迄仏葬ニ而／相済来候儀ヲ押而御願申上候も重々／奉恐入候得共寛文五年神社江(。平出)御条目被下置候節諸社之祢宜神主等／専学神祇道所ト被為載猶又天明二年／御再觸之砌も右同様被仰下厚難有／奉存居候江共天明之頃迄は祠官免許／之者も鮮ク致上京候進(。欠字)本所職定之／訳も不弁之者勝ニ御座候処近年ニ至候而／は適々致上京候者も乍不及事理之学業／承り(。平出)御条目之御趣意迄自然奉畏神葬祭／等ニも及申候儀全ク我職分ヲ職分ト存／付候故ト奉存候間此度之儀／右願之趣不申立候而は於拙官(。平出)御条目之御趣意不弁別ニ而從(。平出)公儀被依之今依之今奉存候間此度之儀／右願之趣不申立候而は於拙官(。平出)御条目之御趣意不弁別ニ而從(。平出)公儀被(。欠字)仰出候(。欠字)御趣意輕輕相心得候様ニも／自然ハ相聞候而は(。平出)神明は不及申対吉田家職分相済不申候間／格別ニ神道葬祭ノ御免被仰付被下候様奉願候「我國職分之儀ニ御座候へは」／何卒格別宜御賢慮被成下候様重々／奉願候以上

日 野 淡路守

(。以下二二二 ウマデ記ナシ、二二丁内ニ淡路守宛井上快助ノ別件書状一通挾込アリ)

覚

一 社家一統神葬之儀從先年毎度／奉願候得共末々願之通(。平出)御免ニ茂相成不申候処去ル天保年中／御本所様御家老中ヲ御沙汰ニ茂／相成申候趣承知仕其砌願書差上置／候儀ニ御座候間何卒願之通(。平出)御免被成下候様宜敷御賢慮被成／下候様此段奉願候以上

ウ

弘化五申年二月十四日

大	安	武	加	吉	相	内	高	斎	吉	後	後	岩	加	友	野	原	三	益
野	達	内	藤	野	馬	田	倉	藤	野	藤	藤	屋	藤		上	田	宮	永
播	監	駿	常	志	丹	兵	出	宮	丹	对	相	刑	要	左	越	若	上	縫
磨	物	河	隆	摩	波	部	雲	内	後	馬	模	部	人	京	後	狭	総	殿
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

大野土佐印
石川佐京印

日野 淡路守 殿

前書之通奉願候間祠官相濟候神ノ職共一同神道葬祭之願御聞濟ノ被成下候様此段奉願候以上

四月

日野 淡路守 印

口上手扣

二五才

一

ウ

御領分神職旧来苗字帯刀致来候分ノは格別於自余輩は苗字帯刀相成兼ノ候分以後不指支様將又一同神道葬祭ノ之儀去ル丑年從(。欠字)吉田家御頼被仰入置候ノ処去ル巳二月右御返答夫々此表ニ而御達ノ之通(。欠字)吉田家江申達置候然ニ神道ノ葬祭執行之儀同年冬又々及御懸ノ合候間相願候様因掛役鈴鹿中務ノ申越

候得は弥社家共一同神道葬祭ノ儀則以別紙奉願候通ニ御座候ノ右は是迄其節仏葬ニ而相濟来候儀ヲ押ノ而御願

申上候も重々奉恐入候得共ノ寛文五年神社江(。平出)御条目被下置候候節諸社之祿宜神ノ主等專学神祇道所

ト被為載猶又ノ天明二年御再觸之砌も右同様被ノ仰下厚難有奉存候且天明之頃迄ノは祠官免許之者も鮮ク致

二六才

上京候連ノ茂(。欠字)本所職定之訳も不弁者勝ノニ御座候処近年ニ至候而は適々致上京ノ候者も乍不及事

理之学業承り(。平出)御条目之御趣意迄自然奉畏神葬ノ祭等ニも及申候儀全ク我職分ヲ職分ト存付候故ト

奉存候依之自今格別ノニ神道葬祭(。平出)御免被(。欠字)仰付被下候様奉願置候処ノ干今何之御沙汰筋も

無御座候ニ付ノ而は昨秋上京之節如何ニ取斗候やノ猶觸下神職共心得方如何ニ候や早々ノ申立相成候様(。欠字)吉田家家老ヲ以ノ内沙汰御座候処其余甚当惑之筋ノとも数ヶ条被申渡何分役柄他聞ノ心配仕候得共是

ウ

以時裁之至專方ノ無御座押々申開歸郷仕居候儀ノニ御座候猶又当春ニ至右御内沙汰筋(。欠字)御領内神

二七才

ウ

職共へ為申候処ノ職分ヲ大切ニ存候而一端相願候上は幾年ノ隔候とも心底亡却之筋毛頭無御ノ座候間重々御願申上候儀は奉恐入ノ候得共程克御願申上度旨ヲ以神ノ主共方以別紙申出候間指上申候尤ノ寺院之取置相止候とも切支丹宗門改ノヲ相止候と申ニは決而無御座於本朝ノ切支丹宗門嚴重ニ相改候儀は(平出)公(義)之御規定ニ而右相背候は子孫永ノ相成不申儀は不及申上候得共寺院ノ之取置相止候而は宗門改方ニ指支候ノ旨先年御達御座候処左様御座候処ノニ而は自然ハ神祇道之作法ニ相抱(マ)候筋ニも相当可申や踏絵改之儀もノ相止候と申ニ而は無御座(欠字)神祇道ノ之御規法筋能相立候様ニと而之ノ心願ニ御座候且又神道葬祭之儀ノ公(義)之御規定無御座儀ヲ奉願候ノ儀難相成奉存候將又去ル巳年ハ尾州御ノ領分及周伯兩國其翌年四月ニはノ石州浜田松平右近將監様御領分ノ昨秋ハ石州之内四十人斗葬祭ニノ相濟申候旁以右願望日々朝暮ニ相ノ折申候仕合ニ御座候右願之通御聞濟ノ被成下候上は(欠字)吉田家方之宗門御證狀ノ申受指出可申候尤年々宗判請印ノ之儀は拙官へ被(欠字)仰付候様仕度ノ若右等之御裁許難被成下儀ニもノ御座候ハ、社法ニ相抱(マ)候筋願出候得共ノ新規之儀ニ付御役場限御聞届難ノ被成筋ヲ以(欠字)神社御奉行所へ御指出被成ノ下候共職分柄願望之儀ニ御座候へはノ指支無御座候間何卒吳々茂宜ノ御賢慮御弘裁被成下候様幾重ニもノ奉願候以上

申四月廿九日

日 野 淡路 守

二九才 (18)

口 上 覚

私共儀兼而奉願置候神道葬祭ノ之儀程克被(欠字)仰付被下候様奉願候ノ尤神道葬祭之儀は(平出)公(義)之御規定ニ而職分之筋能相ノ立候事ニ候へは格別ニ御賢慮被付可ノ被下候以上

酉十二月

古 庄 左京 進

阿坂 木工兵衛様

大津留 台之助様

口上 覚

日野 淡路守

御領内ニ罷在候神主神職共一同年、来神道葬祭之儀奉願候通。(。欠字) / 御聞濟被成下候様奉願候尤寛文以来(。平出)公(義)之御規定ニ而殊更天明年中御再 / 觸後は諸国追々職分筋能相立皆 / 神葬祭願之通御聞濟相成候所 / 数々御座候間当(。平出)御領内之儀も右同様(。平出)御聞届被成下度此段格別ニ御賢 / 慮被付可被下候以上

酉十二月

日野 淡路守

宗 長兵衛様

草刈 敬輔様

(。小書半) 〔元治二丑年〕

口上手扣

御領内之儀は神職一統慶長十五年邪蘇 / 宗御制禁以来宗旨之旦那寺を相極メ死 / 去之節も俗家同様仏葬ニ致来候^段此 / 儀は全ク心得違之筋ニ御座候得共一^{當時ニ而は}応 / 御規法とも相成候^{累年}段重々^{恐苦申候}敷ケ敷儀と奉 / 恐入於(。平出

〔皇国切支丹御制禁之儀は申迄も無〃御座重キ御主意ニ候而職分ニ而は別而 / 嚴調可仕管在様ニ心得違仕宗門を唱へ / 仏葬執行候儀呉々茂敷ケ敷次第二御 / 座候然ル^{は申迄も無御座}先年毎度(。欠字)本所吉田殿方御掛 / 合之筋も御座候而(。平出)御封内之同職共幸ヒ力ヲ得申候而奉願候 / 得共今以何之御沙汰も無御座歎息 / 千万ニ

奉存候依之御引合セ可相成分ノ左ニ申上候

一 寛政四子年二月寺社御奉行脇坂淡路守様ノニ而神葬祭之儀御調之節吉田殿御家来ノヲ以御答書ケ条之内

一 吉田家之儀は神代天兒屋根命よりノ神籬之正印一代不闕ニ致相承被ノ来候訳ニ付(。欠字)御論旨ニ神祇道諸事依ノ為神祇管領古来一身之進退也ト被為裁之殊ニハ(。欠字)御代々被下置候神社ノ御条目ニ諸社之祢宜神主等專学ノ神祇道と被為裁之候則神祇道者当ノ家職掌之儀ニ而右之通家柄御立テ被下置候(。欠字)御趣意ヲ以国々諸社家へノ職分之許状及神事之裝束免許ノ等被与之尤代々元本唯一神葬式ノヲ以被取行候支往古方今日ニ至相變ノ儀無御座候右ニ付而は神職之輩我職分をノ存存不及茂(。欠

字)神祇道を学候志之有之候者ノは本所之法式を相守候ニ付自然神葬ノ祭之義ニ及申候又己か勝手ノミニ心を委ねノ神祇道ニ疎々敷族は人前之見分斗ニ而ノ天下国家五穀能成等之御祈禱も無ノ覺束且右昧之者は社法筋心得ノ違居候事共も聞々御座候処乍不如意もノ神葬祭之儀を□心懸候ものハ(。欠字)御条目之ノ御趣意を大切ニ相守申候心より職分を職ノ分と存候義ニ付於当家尤之儀ニ被存ノ自分之為斗ニ願候筋トは不被存候此一ケ条ノ御尋は無御座候得共神葬祭願出候節ノ当家存慮之趣申上置候

ウ

一 神家葬祭願之儀天明二年神社御条目ノ御再觸之後は諸國願望数多之義ニ御座候ノ共大体は当人隠居是迄多半嫡子之由乍去当人隠居ノ嫡子と相分レ家内別々ニ相成候而は本意道ノ理ニ背キ候故男女一同ニ奉願度候如ハ古来仕似ノ之通慶長中仏葬ニ成不申葬祭持續キノ候家柄之外は近例之荒増別紙帳面之通ニ御座候間ノ此之振合ヲ以(。欠字)御聞届被成下候様奉願候ノ然ルニ家内一同神葬之儀は恣家宛御願ノ申上候而御聞届不被下候而は(。平出)ノ公儀ニも御指支御座候趣承知仕居候間御ノ手数ニ而奉恐入候得共一家宛願書為指出ノ御聞届被成下度奉存候

*註記①

ウ

但於(。欠字)御領内修儉道之儀他宗之宗ノ判葬式受来候処宝永五子年願ニ付家内ノ一同自分宗門之宗

判葬式(。欠字)御聞届被成下候 / 御例ヲ以此度神道葬祭一家一同ニ(。平出)御聞届被成下度奉存候

右申上候通ニ付神職ニ而神道葬祭家内一同執 / 行候儀ハ相当之筋ニ御座候而職分ニ而は表之 / 作法之内ニ御

茂御座候旁

座候故不奉願打過候義は所謂片 / 輪車と相成備り兼申教方ニも重々当惑之次 / 第二付歎願仕候乍去是迄御仕

似ニ相成居候儀 / ヲ御改革御願申上候筋ニ当リ深ク奉恐入候 / 得共乍恐(。平出)公儀ニも奉願候へは(。欠

字)御聞届被成下候御事ニ付 / 何卒願之通被(。平出)仰付被下候而速ニ葬祭之免許受候様相成候へ / は誠ニ

以職分之規模と難有奉存候就夫 / 神葬祭願相濟候ケ所荒増之処別紙ニ相認 / 指上申候尤東国は句論西国筋ニ

而も数多之 / ケ所ニ御座候へ共粗為御見合置重申候將又一統 / 面附ヲ茂相添奉願候殊更近年は別而諸社 / 厚

ク被遊(。平出)御崇敬候へは夫々職分不相当之儀無之様 / 心掛候様ニ寄テ申示儀も御座候へは葬祭 / 願之

通被(。平出)仰付候ハ、一統之引立ニも相成候事と重々難有 / 奉存候間此段亘敷御賢慮被付被仰上可被下

丑二月

日 野 淡路守

口 上 覚

一 御領分ニ罷在候神職之者共一統神道 / 葬祭ニ被(。平出)仰付被下候様弘化五申年奉願候通弥一同 / 御願申上

右は宗旨且那寺等御座候而は職道混雜之儀候而於神祇道指支御座候ニ付(。後加)

儀弥一致ニ 候段申出候ニ付此段奉願候以來は / 神職而已ニ而事濟候様被成被下度依之 / 別紙面付相添指出申候間亘御取

成可被 / 下候以上

日 野 淡路守

元治二乙年二月

萱 野 新五郎 様

* 後註 ㊦

* 註記 ㊦
三六才

* 註記 ㊦

ウ (21)

里 見 庄次郎様

老通

右同文

馬 淵 小源治様

朝 倉 庫之允様

老通

御歎申上手扣

ウ

三八才

ウ

一 御領分ニ罷在神職之者共一統神道葬祭ニ被_(。欠字)仰付被下候様弘化五申年奉願置候処家内ノ一同神葬祭之儀弥一致ニ御願申上候段元治二ノ丑年再応申出候ニ付以来は神職ノミニ而事濟ノ候様被成下度委細手扣ヲ以申上置候得共今以ノ何之御沙汰も無御座候処此度上京ニ付而者ノ是非ノ歎願相濟候様一統一同申出候寔ニノ數十年之願筋ニ候へは御聞届被成下度別而諸社ノ御崇敬之_(。欠字)思召も被為在殊ニ_(。平出)ノ朝廷ニ而も諸社_(。欠字)勅使御再興茂被_(。平出)仰出都而_(。欠字)朝政復古神祇道御取立之ノ御時合ニ御座候得は何卒此節_(。平出)御聞濟之儀偏ニ御賢慮被付被下候様奉願候ノ猶又差支不申義ニ候ハ、在京中於吉田殿免許ノ頂戴仕度將又当分_(。平出)殿様御出京中之御事被為在候得は於彼地ノ御下地被成下候様御賢慮被付被下候歎右之段ノ宜敷奉願候且差向右様之義奉願候は重々ノ奉恐入候得共実以數十年之歎願一統於職義不得ノ止申出方此上申示方行届不申候間何卒前条ノ之次第速ニ御聞取御下知被成下候様重々ノ御歎申上候以上

三月六日

山 岸 坂右衛門 様

日 野 淡路守

衣笠敏夫様

一 右同文

馬 淵 小源治様

朝 倉 庫之允様

小 原 右 仲 様

三九才 (23) 一 右ニ付十二日郡奉行小原右仲ノ面談申来候。(以下白)

註 記

*①・②「葬祭」に、「①西国筋神葬相済候箇所書留」(横帳・十四枚)、②(覚書)四紙、③淡路守宛井上快助

文久三年返翰一通が丁の中に挟込まれてある。

三四丁オ・三五丁ウの「別紙帳面」「別紙」はこの①であらう。淡路守の神葬祭運動認識を示すものとも考へられるので、記載内容は摘記に止めるが、その箇所・件数を△附、一▽として後に掲げる。

②の一紙は楷書で△附、二▽その一、他の三紙は略同筆で△附、二▽その二に掲げておく。①の末尾と②は、①の補足追加である。

③は手跡、人物の問合せへの返翰であるが、この「葬祭」に関連ないので、掲記を省く。

*③ 同年代の面附に、次の二冊がある。

「御領分神職惣面附帳」(横帳、十四枚)

「乙丑三月御領内神職惣面附」(十三枚)

前者には城原八幡宮附三一名を書上げ、官職者氏名の上に旦那寺名が記されるが（官職例無之者には旦那寺名なし）、後者にはないこと、前者の氏名加除訂正の古いものが後者にはないこと、から前者を後者より以前のものとするのが出来る。後者の「乙丑三月」は元治二年（四、八改元慶応）と見れば、それより前年に出来た前者の方が、三五丁ウ、三六丁ウの「面附」に該当するだらう。

△別表Vは当時の神職の旦那寺宗派関係・階層分化状況を見るために、「面附帳」「乙丑三月面附」を比訂して作ったものである。

△附、一V

（表書）

「西国筋 神葬願相濟候箇所書留」（ケ所名は全て掲げるが、記載内容は摘記に止める）

神葬祭ケ所留

一 宝曆中日田郡大原神職神葬願相濟候次第左之通

（豊後国）

。宝曆四戌年八月、大原八幡宮神職共（連名）より家内分身之男女向後神葬執行致度旨を日田代宮へ願出るも、家内不残神葬祭願は相濟まず、当職隠居嫡子迄となる。其後、家内不残願の為出府せる橋本美濃江戸にて死去につき其まゝとなる。医師草野益號は神職の仮名跡・許状を請けて神葬。

一 寛政中佐伯御城下両神主神葬祭願相濟候次第左之通

（豊後国）

。寛政十一末年三月、吉田家より寺社奉行へ来翰又神主柴田左京・橋迫但馬より吉田書状を申達して、右両家の当職并嫡子神葬取置勝手次第。

一 文化中豊前国小倉領神職神葬祭願相濟候次第左之通

。文化六己年吉田家より神職一統神葬執行聞届に付寺社奉行へ頼あり、同七年願指出し銘々旦那寺へ掛合の上、願之

通領分一統当役嫡子隠居之分神葬勝手次第仰付。神葬祭に相成神職都合百三拾三軒程。

一 文政中備中国後月郡神主三宅長門神葬相願候次第左之通)

。文政十二年六月、神主三宅長門、古義真言宗明星寺全覚と葬祭出入出訴、吉田家より神道葬祭免許請の上は正統之者并神子之許状請候母妻とも神道葬祭を認めらるゝも、次男其他家内は仕来り通り明星寺にて宗判引導焼香可致旨仰渡。尚長門は神道葬祭免許請に、全覚は目安一覽書付差出に不埒ありて逼塞仰付。

一 伊豫国今治領天保三辰年神葬ニ相成尤別帳ニ詳也

。「伊豫国今治領信濃国松代領神葬願相濟候留」一冊(二七丁)が神庫文書中にある。今治領についてはこの留記載の半ば迄が、「神仏分離史料」第四卷七八九頁にあげられている。

一 天保中御料玖珠郡豊前国下毛郡神職葬祭相願候次第左之通

。天保九戌年六月惣代玖珠郡神職穴井淡路豊前国下毛郡神職益永若狭日田陣屋手代添翰を持ちて上京、神道葬祭免許を請けて七月陣屋へ願指出す、南郡都合十四ヶ村神職十七人庄屋頭百姓四十式人印形相濟。

一 同十二年森領へ左之通御通達ニ相成

。藏大支配所玖珠郡社人小野出雲穴井薩摩穴井大和共旦那寺禪宗泉龍寺差支有無糺の上江戸表相伺候処、神道葬祭之儀其身並ニ神職ニ可相成惣領は其村人別帳別帳ニ而直印致隠居其外家内之者共ハ旦那寺宗判引導焼香請繪踏之儀ハ是迄之通り。

一 伊豫国松山城下御氏神味酒神社大宮司田内肥後守御祈願所湯槻八幡宮大宮司玉野井因幡守右両所天保十五辰年四五月頃御領主の神葬ニ被仰付候。

神葬祭相濟候年月不詳分左之通

一 筑前国八神職一統神葬

※一 周防国徳山領神葬

※二 長門国周防国毛利家御家来御領分共ニ神葬別而譜代之者家来迄神葬五十ヶ年前相改

※一 備前国岡山領神葬之由

※(・上註)「此三ヶ条ハ文化ノ末カ文政ノ初ニ願濟」

一 伊勢国亀山領神葬

一 備中国神職ハ文化以来追々公儀へ罷出家内一統神葬ニ相願候由

一 摂津国尼ヶ崎松平遠江守様御領分神葬尤相濟候而嘉永二年ヨリ十五ヶ年程ニ相成申候

一 同国田安様御領分郡名不知一万石程之所 神葬尤天保十三年頃相濟申候

一 伊豫国西条領神職拾八軒程寺院納徳ニ而家内一統神葬ニ相成申候尤拾ヶ年程ニ相成申候

一 阿波国郡村不知 五軒程神葬ニ相成申候尤八ヶ年程ニ相成申候

一 肥前国長崎神葬

一 播磨国広峯神葬

ノ式拾ヶ所

右之外中国筋ニは數多御座候由ニ候得共夫々ニは存不申候猶又東国ニは往古ノ神葬之所或は宗門ニは付候而も葬式ハ古風ニ執行或は近年願濟之所等御座候へ共書留置不申故何ヶ所ト申儀難分御座候先西国之分前件之通ニ御座候九州ニ而肥前国長崎之外如何ニ而御座候や相分不申候

(・後加) 己八月 右之外

一 弘化二巳年尾張領分不殘

一 同年周防伯耆兩國

一 同三年四月石見國浜田松平右近將監樣御領分

一 同四末九月石見國所不詳

一 長門國萩領分ハ長防兩國共ニ神葬

一 同國毛利御末家ハ不殘神職ハ葬祭之事

一 伊豫國西條松平左京大夫樣御領分社家都合拾八軒寺院納徳ニ而家内一統神葬ニ相成ル

△附、二▽

書留（○その一）

一 神道葬祭願相濟候分

一 美作正英田郡香合村神主

一 同國勝南郡大町村神主

右兩人弘化二年二月家内一同願濟ニ相成候事

一 同國同郡宮山村神主

一 備中國佐方村大宮

右天保年中家内一統被仰付候由

九月廿五日

書留（○その二）

礮山出雲

野々上帶刀

岡對馬

神田大和

(1) 勝南部安井村

右者天保五年五月願濟

同郡宮山村

岡本 対馬

岡 対馬(○前出)

右之者名前一寸と見当兼候間違二八無御座候哉

(2) 作州真嶋郡神代村

神田 大和

右者当人嫡子正統之者文政十二年十二月願濟ニ相成申候同苗同名ニ有之候間書拔置申候

(3) 作州久米南条郡塚角村上山牛頭天王神主横瀬常隆

右者天保三辰年四月

備中国川上郡領家惣社() 宮神主

山本 丹波

右者天保六末年壬七月

伊豫国温泉郡松山味酒神社神主

田内 肥後守

右者天保十三年寅二月

同国字() 郡中之庄村今宮大明神神主

佐藤 大舍人

右者天保十五辰三月

同 郡東寒川村石戸八幡宮神主

和田 若狭

右者嘉永元申五月

同国新居郡氷見村石岡八幡宮神主

玉井 大和守

右者嘉永五子四月

右いつれも家内一同願濟ニ相成候事

肥前嶋原領神職一同植木駿河介以下十九人

右者嘉永四年亥十二月家内正当之者斗願濟ニ相成申候

此外数多有之候へ共一同と申願ニハ無之候肥前嶋原ハ御隣国ニ付書拔申候既ニ御隣領臼杵昨年一同願濟相成申候定而御承知之
更と存候他国ニハ一同之願数多有之候近来諸国共追々願濟ニ相成申候名席見当り候分書拔申候以上

△附、三V

。淡路守資計の残した神葬祭についての右以後の資料として、「御一新 建白並伺書等之扣」の中に、二ツの記事がある。

第一 申上口上手扣

一 今般就 大政御一新而は都而御改革之折柄ニ而神祇道心得何之為先達而中滯京被 仰付 御趣意柄之儀は申上候通

ニ御座候依之此表 神祇道興起御改政筋左ニ申上候

(○中路)

一 俗人神道葬祭之義願次第御聞届可被仰付太政官御治定ニ相成候間御家中以下在町共ニ相願度向は勝手次第願出候様

御触達相成度奉存候

(○下略)

(明治元) 戊辰十月十日 日野淡路守

第二 申上口上手扣

(○前略)

一 於御家神道葬祭之義兼而被遊御伺候様被為在度奉存候 右之段奉申上候頓首謹言

戊辰十月十日 日野淡路守